

「指定短期入所生活介護・指定介護予防短期入所生活介護」重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(愛知県指定 第 2375700545 号)

当事業所はご契約者に対して指定短期入所生活介護・指定介護予防短期入所生活介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

＊ ＊ 目次 ＊ ＊

1. 事業者
2. 事業所の概要
3. 職員の配置状況
4. 当事業所が提供するサービスと利用料金
5. 所得に応じた費用負担の軽減制度について
6. 個人情報保護について
7. 危急時の対応について
8. 苦情の受付について

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 一期一会福祉会
(2) 法人所在地 愛知県岩倉市北島町二本木7番地
(3) 電話番号 0587-66-2110
FAX 番号 0587-66-2800
ホームページ <https://www.ichigoichie.or.jp/>
(4) 代表者氏名 理事長 臼井 和香奈
(5) 設立日 昭和61年1月8日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定短期入所生活介護事業（平成12年4月1日指定）
指定介護予防短期入所生活介護事業（平成18年4月1日指定）
愛知県2375700545号

※当事業所は特別養護老人ホーム阿久比一期一会荘に併設されています。

- (2) 事業所の目的 指定短期入所生活介護・指定介護予防短期入所生活介護は、介護保険法令に従い、ご契約者（利用者）が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、利用者に、日常生活を営むために必要な居室および共用施設等をご利用いただき、指定短期入所生活介護・指定介護予防短期入所生活介護サービスを提供します。

- (3) 事業所の名称 阿久比一期一会荘

- (4) 事業所の所在地 愛知県知多郡阿久比町大字卯坂字桜ヶ丘195番地

- (5) 電話番号 0569-47-0205

FAX 番号 0569-47-0208

- (6) 事業所長（管理者）氏名 荘長 沖田 健太郎

- (7) 事業所の運営方針 ご契約者（利用者）の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、利用者及びその家族のニーズを的確に捉え、個別に短期入所生活介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供します。

- (8) 開設日 平成12年4月1日

- (9) 営業日

| | |
|------|----------------|
| 営業日 | 年中無休 |
| 受付時間 | 平日8時30分～17時30分 |

- (10) 利用定員 20人

(11) 居室等の概要

当事業所では以下の居室・設備をご用意しています。個室や2人部屋の居室の利用をご希望される場合には、その旨お申し出下さい。（但し、ご契約者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に沿えない場合もあります。）

| 居室の種類 | 室数 | 食堂 | 3室 |
|----------|-----|-------|----|
| 個室（1人部屋） | 62室 | 機能訓練室 | 2室 |
| 2人部屋 | 7室 | 一般浴室 | 1室 |
| 4人部屋 | 6室 | 特殊浴室 | 1室 |
| 合計 | 75室 | 医務室 | 1室 |

※上記は、厚労省が定める基準により、指定短期入所生活介護事業所・指定介護予防短期入所生活介護事業所に必置が義務づけられている居室・設備です。

(介護老人福祉施設の居室・設備も含まれます。)

☆居室の変更：ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

3. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定短期入所生活介護・指定介護予防短期入所生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

| 職種 | 人員 | 職種 | 人員 |
|----------|-----------|------------|---------|
| 1. 施設長 | 1 [1] 人 | 5. 機能訓練指導員 | 1 人 |
| 2. 介護職員 | 46 (20) 人 | 6. 介護支援専門員 | 1 [1] 人 |
| 3. 生活相談員 | 4 [1] 人 | 7. 嘱託医師 | 3 (3) 人 |
| 4. 看護職員 | 5 (2) 人 | 8. 管理栄養士 | 1 [1] 人 |

※ () は非常勤の再掲を、[] は他職種との兼務を示します。

(令和7年4月1日現在)

※ 上記の職員は指定介護老人福祉施設を含む職員数です。

〈主な職種の勤務体制〉

| 職種 | 勤務体制 |
|---------|---|
| 1. 嘱託医師 | 医師 内科 13:00~15:00 (毎週金曜日) |
| 2. 介護職員 | 標準的な時間帯における最低配置人員 早出① : 6:30~15:30 4名 早出② : 7:00~16:00 4名 遅出① : 10:00~19:00 1名 遅出② : 12:00~21:00 2名 遅出③ : 12:30~21:30 1名 遅出④ : 13:00~22:00 4名 夜勤 : 22:00~7:00 4名 |
| 3. 看護職員 | 標準的な時間帯における最低配置人員 早出 : 7:30~16:30 1名 日勤 : 8:30~17:30 1名 遅出 : 9:30~18:30 1名 |

※ 土・日・祝祭日は上記と異なります。

(令和7年4月1日現在)

4. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

- | |
|-------------------------|
| (1) 介護保険の給付の対象となるサービス |
| (2) 介護保険の給付の対象とならないサービス |

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の通常 9 割が介護保険から給付されます。

〈サービスの概要〉

① 送迎

- ・ご契約者の身体等の状況に応じて、リフト付バスや小型バスでお迎えにあがります。
- ・送迎の実施地域は阿久比町内となります。その他の地域に関しては、応相談とさせていただきます。
- ・土、日、祝日の送迎は行っておりません。

② 入浴

- ・入浴又は清拭を週 2 回行います。(2 階：月・木) (3 階：火・金)
- ・寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

③ 排泄

- ・排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④ 機能訓練

- ・機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復またはその減退を防止するための訓練を実施します。

⑤ 健康管理

- ・医師や看護職員が、健康管理を行います。

⑥ その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

〈診断書について〉

短期入所生活介護利用に際し、自己負担にて診断書をとっていただきます。

術後、退院後、または、事業者が必要だと認めた場合にも提出していただきます。

〈サービス利用料金(一日あたり)〉(契約書第 6 条参照)

下記の単位表に基づき、ご契約者の要介護度に応じた総単位数(一月あたり)に介護職員等処遇改善加算 I を加え、1 単位を 10.17 円で換算した金額に、負担割合証の自己負担割合(1 割～3 割)を掛けた金額をお支払い下さい。

| | 単位数 | | | ※一日あたり | | | |
|-----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | 要支援 1 | 要支援 2 | 要介護 1 | 要介護 2 | 要介護 3 | 要介護 4 | 要介護 5 |
| 多床室 | 469 単位 | 579 単位 | 646 単位 | 715 単位 | 788 単位 | 858 単位 | 927 単位 |
| 個室 | 469 単位 | 579 単位 | 646 単位 | 715 単位 | 788 単位 | 858 単位 | 927 単位 |

☆多床室とは、個室を除く 2 人部屋・4 人部屋のことを指しています。

☆上記金額に、機能訓練体制加算(12単位)、サービス提供体制強化加算Ⅲ(6単位)が含まれています。

※サービス提供体制強化加算Ⅲは、職員の勤続年数や有資格者の割合によりサービス提供体制強化加算Ⅰ(22単位)、サービス提供体制強化加算Ⅱ(18単位)、または加算なしに変わることがあります。

☆要介護1～5には、上記金額に看護体制加算Ⅰ(4単位)、看護体制加算Ⅱ(8単位)、夜勤職員配置加算Ⅰ(13単位)が含まれています。

☆介護職員等処遇改善加算Ⅰは、総単位数(一月あたり)の14.0%に相当する単位になります。

☆上記金額以外に、当荘による送迎時には送迎加算・片道(184単位)が加算されます。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

☆ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い:手続きは、お住まいの市町村で行います)。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

(2) 介護保険の給付の対象とならないサービス(契約書第6条参照)

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

① 食事

- ・当事業所では、管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。
- ・ご契約者に提供する食事にかかる費用です。提供分のみの費用負担となります。

料金： 朝食 420円 昼食 550円 夕食 475円 (一日 1,445円)

② 居住費

- ・施設の利用に当たって介護保険制度で定められた居住費の費用です。

料金： 一日あたり 多床室 915円 個室 1,231円

③ 実施地域外への送迎費用

- ・送迎の実施地域(阿久比町)外への送迎は、実施地域を越えた距離に対し、片道1キロメートル毎に100円を送迎加算に加え、交通費としてお支払いいただきます。

④ テレビ設置費用

- ・希望により事業所が所有するテレビを居室内に設置する場合の費用です。

料金： 一日あたり 100円

⑤ その他諸費用

- ・日常生活で必要となる諸費用。ご契約者の希望により、介護保険給付サービス以外に特別なサービス提供を受けた場合は、その利用料につきましては実費をいただきます。

* おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

(ご家庭でご使用されているおむつ等を施設においてもご使用を希望される方はご持参くださって結構です。)

〈自己負担額表〉

多床室（4人部屋・2人部屋）

| ご契約者の要介護度と介護サービス費 自己負担1割 (2割負担) 『3割負担』 利用料金(概算) | 要支援1 | 要支援2 | 要介護1 | 要介護2 | 要介護3 | 要介護4 | 要介護5 |
|---|--------------------------------|--------------------------------|--------------------------------|--------------------------------|--------------------------------|--------------------------------|--------------------------------|
| | | 550円 (1,090円) 『1,640円』 | 680円 (1,350円) 『2,020円』 | 750円 (1,500円) 『2,250円』 | 830円 (1,660円) 『2,490円』 | 920円 (1,830円) 『2,740円』 | 1,000円 (1,990円) 『2,990円』 |
| 食費 | 1,445円 |
| 居住費 | 915円 |
| 自己負担額合計 (概算) | 2,910円 (3,450円) 『4,000円』 | 3,040円 (3,710円) 『4,380円』 | 3,110円 (3,860円) 『4,610円』 | 3,190円 (4,020円) 『4,850円』 | 3,280円 (4,190円) 『5,100円』 | 3,360円 (4,350円) 『5,350円』 | 3,440円 (4,510円) 『5,590円』 |

個室

| ご契約者の要介護度と介護サービス費 自己負担1割 (2割負担) 『3割負担』 利用料金(概算) | 要支援1 | 要支援2 | 要介護1 | 要介護2 | 要介護3 | 要介護4 | 要介護5 |
|---|--------------------------------|--------------------------------|--------------------------------|--------------------------------|--------------------------------|--------------------------------|--------------------------------|
| | | 550円 (1,090円) 『1,640円』 | 680円 (1,350円) 『2,020円』 | 750円 (1,500円) 『2,250円』 | 830円 (1,660円) 『2,490円』 | 920円 (1,830円) 『2,740円』 | 1,000円 (1,990円) 『2,990円』 |
| 食費 | 1,445円 |
| 居住費 | 1,231円 |
| 自己負担額合計 (概算) | 3,226円 (3,766円) 『4,316円』 | 3,356円 (4,026円) 『4,696円』 | 3,426円 (4,176円) 『4,926円』 | 3,506円 (4,336円) 『5,166円』 | 3,596円 (4,506円) 『5,416円』 | 3,676円 (4,666円) 『5,666円』 | 3,756円 (4,826円) 『5,906円』 |

(3) 利用料金のお支払い方法（契約書第6条参照）

前記（1）、（2）の料金・費用のお支払方法は以下の通りとします。

ご契約者の指定の口座から利用料の引き落としをさせていただきます。当月末締め翌月26日引き落としにてお支払いいただきます。金融機関が休日の場合は、翌営業日の引き落としになります。

5. 所得に応じた費用負担の軽減制度について

(1) 食費・居住費の負担について

食費・居住費の負担が低所得者の方にとって過重な負担とならないよう、所得に応じた低額の負担限度額を設けることにより低所得者の負担の軽減を図る制度です。

| 所得段階 | 本人・世帯の収入・所得 | 預貯金要件 | 自己負担 日額 (食費) | 自己負担日額 (居住費) | |
|-----------|--|------------------------|--------------------|-----------------|------|
| | | | | 個室 | 多床室 |
| 第1段階 | 生活保護受給者、世帯（世帯を分離している配偶者を含む。以下同じ。）全員が市町村民税非課税である老齢福祉年金受給者 | 単身1,000万円 夫婦2,000万円 | 300円 | 380円 | 0円 |
| 第2段階 | 世帯全員が市町村民税非課税であって、年金収入額（非課税年金を含む。）+合計所得金額が80.9万円以下 | 単身650万円 夫婦1,650万円 | 600円 | 480円 | 430円 |
| 第3段階 ① | 世帯全員が市町村民税非課税であって、年金収入額（非課税年金を含む。）+合計所得金額が80.9万円超120万円以下 | 単身550万円 夫婦1,550万円 | 1,000円 | 880円 | 430円 |
| 第3段階 ② | 世帯全員が市町村民税非課税であって、年金収入額（非課税年金を含む。）+合計所得金額が120万円超 | 単身500万円 夫婦1,500万円 | 1,300円 | | |
| 第4段階 | 世帯に課税者がいる者、市町村民税本人課税者 | | 1,445円 | 1,231円 | 915円 |

・段階の認定は、世帯での所得に応じて市町村にて認定されます。

(2) 一期一会福祉会の低所得者に対する減免制度

社会福祉法人減免制度は、社会福祉法人等がその社会的な役割にかんがみ、利用者負担を減免する制度です。一期一会福祉会は公益的な取り組みを積極的に実施しており、この制度をご利用することができます。

- ・対象となる費用は介護サービス費・食費・居住費です。
- ・減額割合は1/4（老齢福祉年金受給者の方は1/2、生活保護受給者の方は全額）です。
- ・対象者は、市町村への申請に基づき確認がされます。

(3) 高額介護サービス費の制度（自己負担額の上限額）

高額介護サービス費は、月々の介護サービスの1割負担の合計額について、所得に応じ上限額を設定する制度です。

| 本人・世帯の収入・所得 | 負担の上限額（月額） |
|---|---------------|
| 課税所得 690 万円（年収約 1,160 万円）以上 | 140,100 円（世帯） |
| 課税所得 380 万円（年収約 770 万円）～課税所得 690 万円（年収約 1,160 万円）未満 | 93,000 円（世帯） |
| 市町村民税課税～課税所得 380 万円（年収約 770 万円）未満 | 44,400 円（世帯） |
| 世帯の全員が市町村民税非課税 | 24,600 円（世帯） |
| 前年の公的年金等収入金額＋その他の合計所得金額の合計が 80.9 万円以下の方等 | 24,600 円（世帯） |
| | 15,000 円（個人） |
| 生活保護を受給している方等 | 15,000 円（個人） |

- ・対象者は市町村への申請に基づき確認がされます。
- ・必要書類として、当荘の領収書が必要となりますので保管下さい。

6. 個人情報保護について

『個人情報に関する法律』（平成 15 年法律 57 号）及び一期一会福祉会の個人情報保護に関する管理規程に基づく利用者及び家族に関する個人情報を、必要最小限の範囲で活用し、また、状況に応じ第三者に提供する場合があります。

【利用者への介護福祉サービス提供に必要な個人情報】

- ・利用者への介護サービスの内容
- ・介護保険等に関する事務
- ・利用者のために行う管理運営業務（入退所管理、会計、事故報告、介護、医療サービスなど）
- ・施設のために行う管理営業業務（介護サービス業務の維持、改善のための基礎資料の作成、学生などの実習への協力、職員の教育のために行う事例研究など）

【利用者と家族の個人情報を第三者へ提供する範囲】

- ・利用者が医療機関を利用するにあたり、医師等に提供する介護記録やケアプラン
- ・介護保険等に関する事務（審査支払機関・保険者及び市町村）に必要な情報
- ・他の介護事業者及び医療事業者との連携（サービス担当者会議等）、連絡調整のため必要な利用者の介護記録やケアプラン
- ・実習生の研修上必要な最小限の記録等
- ・損害賠償保険などの請求に係る保険会社等への相談又は届出に必要な情報
- ・外部監査機関・情報の公表機関から求められる情報

7. 危急時の対応について

当荘を利用される方々の健康管理並びに怪我等の事故の防止には、平素より細心の注意をいたしておりますが、なにぶんご高齢のため、不測の事態が発生しないとも限りません。万が一、容態の急変あるいは怪我等が発生した場合、迅速かつ適切な処置ができるよう、危急時対応マニュアルを作成し、万全の態勢を整えております。

(1) 危急時の定義

① 対象

現在、当荘を利用されているすべての方を対象とします。

② 危急時とは

転んで軽度の擦過傷を負った、軽度の風邪の症状がみられるなどの場合を除き、例えば、骨折や重度の疾病その他生命の危機が予測されるような場合を指します。

(2) 危急時の流れ（基本的なフロー：詳細はマニュアルにて）

- ① 容態急変あるいは事故（骨折等）の発生
- ② 家族と病院に連絡（その間、施設内で応急措置を続ける。）
- ③ 家族の了解を得る（家族への連絡がつかない場合には、医師並びに荘長の判断による。その後連絡がつき次第家族の了解を得る。）
- ④ 病院へ搬送。施設側の看護師が付き添う。場合によっては、生活相談員もしくは担当介護士も付き添う。
- ⑤ 病院での医師の診断及び症状を付き添いの職員が荘長に報告し、家族の付き添いがなければ、荘長（あるいはそれに代わる者）から家族へ報告する。 責任者 主任看護師

8. 苦情の受付について

・当荘における苦情やご相談は窓口で受け付けます。

苦情解決責任者 荘長 沖田 健太郎

苦情受付担当者 生活相談員 小川 奈緒美

[電話番号] 0569-47-0205 [受付時間] 8:30~17:30

また、苦情受付ボックスを1階事務室前に設置しています。

○お住まいの市区町村の介護保険担当課

- ・阿久比町 ふくし課 0569-48-1111（代表）
- ・武豊町 福祉課 0569-72-1111（代表）
- ・東浦町 ふくし課 0562-83-3111（代表）
- ・知多市 長寿課 0562-36-2652（直通）
- ・東海市 高齢者支援課 052-689-1600（直通）
- ・常滑市 高齢介護課 0569-47-6133（直通）
- ・半田市 高齢介護課 0569-84-0649（直通）

・愛知県国民健康保険団体連合会 介護保険課内 苦情相談室 052-971-4165

・一期一会福祉会第三者委員 一期一会福祉会評議員 森山 稔 0587-37-6909
一期一会福祉会評議員 宮田浩明 0587-37-0693

・提供するサービスの第三者評価の実施状況 実施の有無：無

令和 年 月 日

指定短期入所生活介護・指定介護予防短期入所生活介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

指定短期入所生活介護・指定介護予防短期入所生活介護 阿久比一期一会荘
説明者職名 氏名 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定短期入所生活介護・指定介護予防短期入所生活介護サービスの提供開始に同意しました。

利用者氏名 印

署名代行者氏名 印

身元引受人（家族代表）氏名 印

※この重要事項説明書は、厚生省令第37号（平成11年3月31日）第125条の規定に基づき、利用申込者またはその家族への重要事項説明のために作成したものです。

<重要事項説明書付属文書>

1. サービス提供における事業者の義務

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②ご契約者の体調、健康状況からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご契約者から聴取、確認します。
- ③非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、ご契約者に対して、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。
- ④ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、ご契約者または代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ⑤ご契約者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。
ただし、ご契約者または他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑥ご契約者へのサービス提供時において、ご契約者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等必要な処置を講じます。
- ⑦事業者及びサービス従事者または従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者またはご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。(守秘義務)
ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。
また、ご契約者との契約の終了に伴う援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご契約者の同意を得ます。

2. サービスの利用に関する留意事項

当事業所のご利用にあたって、サービスを利用されている利用者の快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

(1) 施設・設備の使用上の注意

- ・居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- ・故意に、又は、わずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- ・当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(2) 喫煙

- ・事業所内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。